

差別・排外主義はゆるさない 多文化共生の新宿を



区として排外主義を 否定する声明を

新宿区は、区民の14%、約5万人135か国の外国籍の方が生活し、長年多文化共生のまちづくりに地道に取り組んできました。

7月の参院選挙以来、「外国人が優遇されている」などという差別や排外主義をあおる言説が流布され一部の政党や議員がそれを助長するという状況が続いています。

参院選後の全国知事会議では、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」という「青森宣言」を全会一致で採択しました。

日本共産党は、新宿区こそ全国知事会のような声明を発信するべきと求めましたが、区長は「自治基本条例」に多文化共生の理念を取り入れているとの理由で、発信しないとの答弁でした。



ヘイトスピーチの 根絶を

都内でのヘイトスピーチは、コロナ禍の3年間は減少したものの2023年、24年の2年間で25件と増加しています。うち新宿区が16件と64%を占めています。そのほとんどがデモではなく、拡声器を使った街頭宣伝とその様子をSNSで配信するのが特徴。

ヘイトスピーチを根絶する規制条例は、全国10の自治体で施行されていますが、新宿区でも同様の条例を作ことを求めました。

区は、自治基本条例の前文に人権の尊重を記載しているとの理由で、条例は制定しないが区内でヘイトスピーチを発見すれば都と同じ対応はすると答弁しました。



憲法違反・国際人権規約違反 外国人への 国保料 差別的対応

新宿区が自民党ワーキンググループに対して外国人の国民健康保険料の納入向上について提言を提出。その内容は、外国人に対し、①国保加入年度の保険料の前納を義務づける。②次年度以降は、口座振替を原則に。③医療機関受診時にマイナ保険証か在留カードの提示を義務化。④区と出入国在留管理庁との間で滞納情報を共有。⑤在留資格の更新手続時に保険料納付証明書の添付を義務化し、未納がある場合に再入国許可申請及び在留資格の更新を不許可とするというもの。

滞納している人に納付を促すのは当然ですが、外国人だけひとくくりにして義務づけや規制を強化することは、憲法や、国籍で差別しないと謳われた「国際人権規約」に反するのではないかと質しました。区は、「外国人の未納が高く、確実に納付してもらうには必要。人権規約に反することには当たらない」と答弁しました。

小学生の朝の居場所確保を

小学校に入学したとき、保育園より小学校の始業時間が遅いため、いわゆる「朝の小1の壁」が社会問題化しています。

今年度は、都内13自治体（モデル実施も含む）で、開門を早めるなど朝の居場所づくりが行われています。

日本共産党は区教育委員会に対し、調査と、必要性の高い学校でのモデル実施を求めましたが、区教委は、先行自治体の取組を踏まえ、登校時間前の子どもの居場所について、引き続き研究していくとの答弁にとどまりました。

2025年度予算要求書を提出

10月8日、来年度予算要求書を区長に提出しました。区内各団体との懇談、日ごろの活動を通じて寄せられたご意見・ご要望をふまえ、重点85項目を含む508項目を要望しました。